

# メガソーラー事業に係る主な関係法令

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
13	森林法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（第 10 条の 7 の 2）森林の土地の所有者となった旨の届出等 新たに森林の土地の所有者となった者は、市町村長にその旨を届出なければならない。</li> <li>・（第 10 条の 8）伐採及び伐採後の造林の届出 森林の立木を伐採するときは、伐採の 30 日前までに市町村長に届出書を提出しなければならない。</li> </ul>	届出	農林水産部 林業振興課 (023-630-2518)	県内全域	各市町村担当課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・（第 10 条の 2）開発行為の許可 保安林以外の森林において、1 ha を超える開発行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 ただし、一般電気事業等においては、許可不要（連絡調整が必要）となる場合もある。</li> <li>・（第 27 条）保安林の解除の申請 保安林内において開発行為を行う場合、解除に直接の利害関係を有する者は、保安林の指定を解除すべき旨を書面により農林水産大臣又は県知事に申請することができる。ただし、保安林の解除にあたっては、一定の条件を満たさなければならない。</li> </ul>	許可申請 解除申請	農林水産部 林業振興課 (023-630-2529)	村山地域  最上地域  置賜地域  庄内地域	村山総合支庁 森林整備課 (023-621-8453) 最上総合支庁 森林整備課 (0233-29-1353) 置賜総合支庁 森林整備課 (0238-26-6064) 庄内総合支庁 森林整備課 (0235-66-5539)